

BRIGHT NEW WORLD

オープン・ハイスクール体験活動保険

連日、公立・私立ともオープン・ハイスクールの案内が高等学校などから届いています。関心のある学校には積極的に参加して、実際に見て、聞いて、その学校が自分自身にあっているかを確認することがとても大切です。その上で、最終的に受験する学校を決めてほしいと思います。

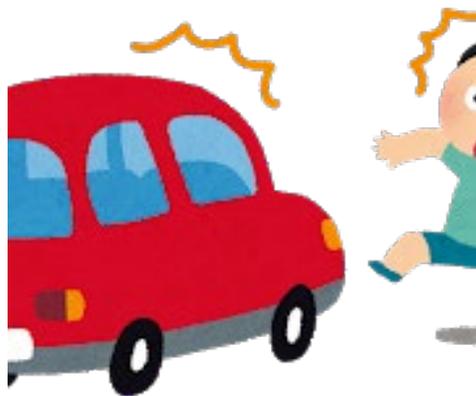
さて、8月後半から9月にかけて多くのオープン・ハイスクールの案内があります。特に9月5日、6日には多くの学校がオープン・ハイスクールを開催する予定にしています。行きたい学校が重なる可能性もありますが、自分が申し込んだ学校は必ず行くようにしてほしいと思います。

また公立の高等学校に関しては多くが学校を通して申し込みになります。多くの学校の締め切りを1学期の始業式前日にしています。1学期中には申し込みをしてしまいますので、締切を必ず守って申し込みをしてほしいと思います。

ところで、高等学校からは、参加する生徒には、ほとんどの学校で必ず中学校または各家庭において「傷害保険」に加入することを義務づけています。オープン・ハイスクールでは、毎年加入している「スポーツ振興センター」の保険は適用されません。明石市は医療費が無料ですので、保険に入らなくてもケガをした場合、無料だと考える方もいますが、自分自身のケガで後遺症が残った場合や、他人をケガさせてしまった場合、学校の設備などを破

損させてしまった場合など様々な場面が想定されるため、各家庭ですでに「傷害」「賠償」を保障される保険に入っている場合はかまいませんが、そうでない場合は、必ず加入をしておいてください。中学校でも紹介しますので、利用する場合は**若畑先生**まで申し出るようにしてください。申込みが終わった高等学校であっても、保険のみ受付はしたいと思います。

中学校から紹介する保険は配布したチラシや右のページでお知らせします。



オープンハイスクール 体験活動保険

個人賠償責任危険補償特約、行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険包括契約

オープンハイスクール中の ケガや賠償事故に対応

往復途上^{※1}の
事故も補償!

補償内容

活動参加中に発生した生徒のケガや
活動中に発生した賠償事故を補償します。

特約
1

高校と自宅との移動中のケガも補償

特約
2

教員の引率が無くてもOK!

個人賠償責任
→最大1億円まで

保険料
1日1人あたり
100円

被保険者 (補償の対象となる方)

オープンハイスクールに
参加する中学生^{※2}(本校では生徒といいますが)

※1 往復途上とは、住居と活動場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間をいい、被保険者が往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は往復途上とはみなしません。
※2 参加者(被保険者)名簿の備付が必要です。

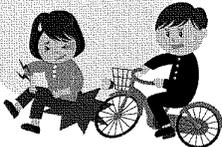
傷害保険



オープンハイスクール体験活動中の急激かつ偶然な外来の事故による生徒ご本人のケガが補償の対象となります。

- 例) ● 施設見学に向かう途中で交通事故にあってケガをした
- 学校施設を見学中に転倒して骨折した

個人賠償責任



生徒本人が、オープンハイスクール体験活動中において偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例) ● 自転車走行中に他人にぶつかりケガを負わせた
- うっかり学校設備を壊してしまった
- 他の生徒に誤ってケガを負わせてしまった

※上記事例でも事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合はお支払いの対象になりません。

本チラシは加入動員(保険加入の勧誘)をすることを目的としたご案内ではありません。補償内容等についてご説明することを目的としたご案内です。

補償金額と保険料

補償内容	補償金額	保険料
死亡・後遺障害保険金額	1,075.7万円	100円 (活動1日、 1人あたり)
入院保険金日額(1日につき)	3,000円	
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額×10倍 入院中以外の手術:入院保険金日額×5倍	
通院保険金日額(1日につき)	2,000円	
個人賠償責任危険保険金額 (免責金額0円)	(限度額)1億円まで	

お支払いする保険金

死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。

入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院日数に対してお支払いします。(1事故180日限度)

手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合にお支払いします。

通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)した場合に、通院日数に対してお支払いします。(1事故90日限度)

(注)治療に伴わない、薬料、診断書、医療器具等の交際等のためのものは、通院に含まれません。

オープンハイスクール体験活動中における偶然な事故により、体験参加者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に個人賠償責任危険保険金をお支払いします。

オープンハイスクール体験参加者の 損害賠償責任もカバー!

このチラシは概要を説明したものです。必ずレクリエーション傷害保険のパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明」注意喚起情報のご説明をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

お問い合わせ先

取扱代理店

一般財団法人 兵庫県学校厚生会
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号
TEL 078-331-9974

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
神戸支店 企業営業課
〒650-0037 神戸市中央区明石町19番地
TEL 078-391-7114

※おかけ間違いにご注意ください。

©2019年2月承認 B18-105210